

(1) 学校いじめ防止基本方針 岡崎市立夏山小学校

※本文中の【アクション〇】は、「岡崎市STOP the いじめアクションプラン」の具体的方策を指す。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る課題であり、どの児童もいじめの被害者や加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題である。また、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。これらの基本的な考えを基に、けんか、からかい、冷やかし、ふざけ合い等であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないようにするとともに、未然防止に努め、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が友人や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そのような心理的安全性の中で、児童が自己肯定感や自己有用感を高め、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 基本方針

校長、教頭、教務主任、生活指導担当、養護教諭、担任、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。必要に応じて、「ケース会議」を実施し、日常的な事案に機動的に対処する。また、関係機関と連携し、専門家や有識者の協力を得ることとする。

具体的な取組として、必要な対策を以下のように進める。

(2) 「いじめ防止対策組織」の設置

ア 子供を語る会（いじめ・長期欠席に関する情報交換会）

- ・毎月の職員会議後に、心配される児童の様子や経過観察について情報交換する。

イ ケース会議

- ・いじめにつながる可能性のある事案を把握した際に、対応を協議するために関係教職員を招集して随時行う。事案の内容や対応方法によっては、必要に応じて全校体制のいじめ・長期欠席対策委員会を開催する。

ウ いじめ・長期欠席対策委員会

- ・校長、教頭、教務主任、生活指導担当、養護教諭、担任、スクールカウンセラー等で構成し、心配される児童の指導状況や経過観察等について共有するとともに、対応方法を協議する。必要に応じて関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカー等の専門家の参画を要請する。
- ・ケース会議において協議した結果、全校体制で取り組む必要があると判断した場合やいじめが原因で児童が1日欠席した場合に開催し、情報の確認や方策の決定を行う。2日以上欠席した場合は、教育委員会に状況を報告する。

(3) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・職員会議や研修等で「学校いじめ防止基本方針」や関連法令・ガイドラインの周知を図り、教職員の共通理解を図る。**【アクション1】**
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校通信や学校ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・学校関係者評価委員会（学校評議員会）にて、いじめ防止の取組について報告し、意見交換をする。要望等があれば対応を検討する。
- ・必要に応じて放課後子ども教室の指導員と情報交換をし、連携を図る。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、速やかに「いじめ・長期欠席対策委員会」において当該いじめに係る情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害児童を徹底して守り通すとともに、その結果を教育委員会に報告する。**【アクション5】**
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・「いじめの重大事態」またはその可能性のある事案については、厳格かつ迅速な対応を徹底する。
- ・問題の状況を経過観察し、解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの未然防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを通じて、互いに認め合い、多様性を尊重し、心理的安全性のある学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を育む「分かる」「楽しい」授業づくりに努める。
- ウ 本校の特色である縦割りのなかま班活動や夏っ子タイムの絆づくり活動（エンカウンター）、毎月の誕生日会等を通じて、相互理解に基づく温かな人間関係を築く。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、人権集会等を通じて、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。**【アクション8】**
- オ 学級集団適応心理検査（WEBQU）の結果を通じて、児童一人一人の心理的状況や学級内での状態を把握し、適切な指導・支援に生かす。**【アクション7】**
- カ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教師は、児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 学校は、いじめの早期発見のために、生活アンケートや個人面談を学期に2回ずつ実施し（3学期は1回）、小さなサインを見逃さないように努める。**【アクション6】**
- ウ 家庭で保護者と相談しながら行う生活アンケートや学期末の個別懇談会、日常的な連絡等を通じて、保護者の認識を把握し、いじめの早期発見に努める。
- エ スクールカウンセラーによる児童との個人面談の機会を通じて、児童の困り感等を把握したり、スクールカウンセラーの見立てを共有したりする。
- オ 「きっす岡崎こころの電話」等、外部の相談機関を紹介したり、SOSを発することの大切さを啓発したりして、相談しやすい雰囲気づくりに取り組む。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、組織的に対応する。特に、いじめが原因で1日欠席した場合は「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、2日以上欠席した場合は、教育委員会に報告することとする。 ※学校日誌に記載
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 必ず保護者の理解、同意、協力を得ながら進める。
- オ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。【アクション9】
- カ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 「重大事態」の定義を教職員間で確実に共有し、どの学校にも起こり得るという認識をもつ。

①いじめにより、生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合
②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合

- (2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査内容の説明にあたっては、以下の点を明確にする。
- 調査の目的・目標
 - 調査主体（組織の構成、人選）
 - 調査時期・期間
 - 調査事項、調査対象
 - 調査方法（様式、手順）
 - 調査結果の提供
- (5) 調査結果については、被害児童、保護者に対して同意を得たうえで適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

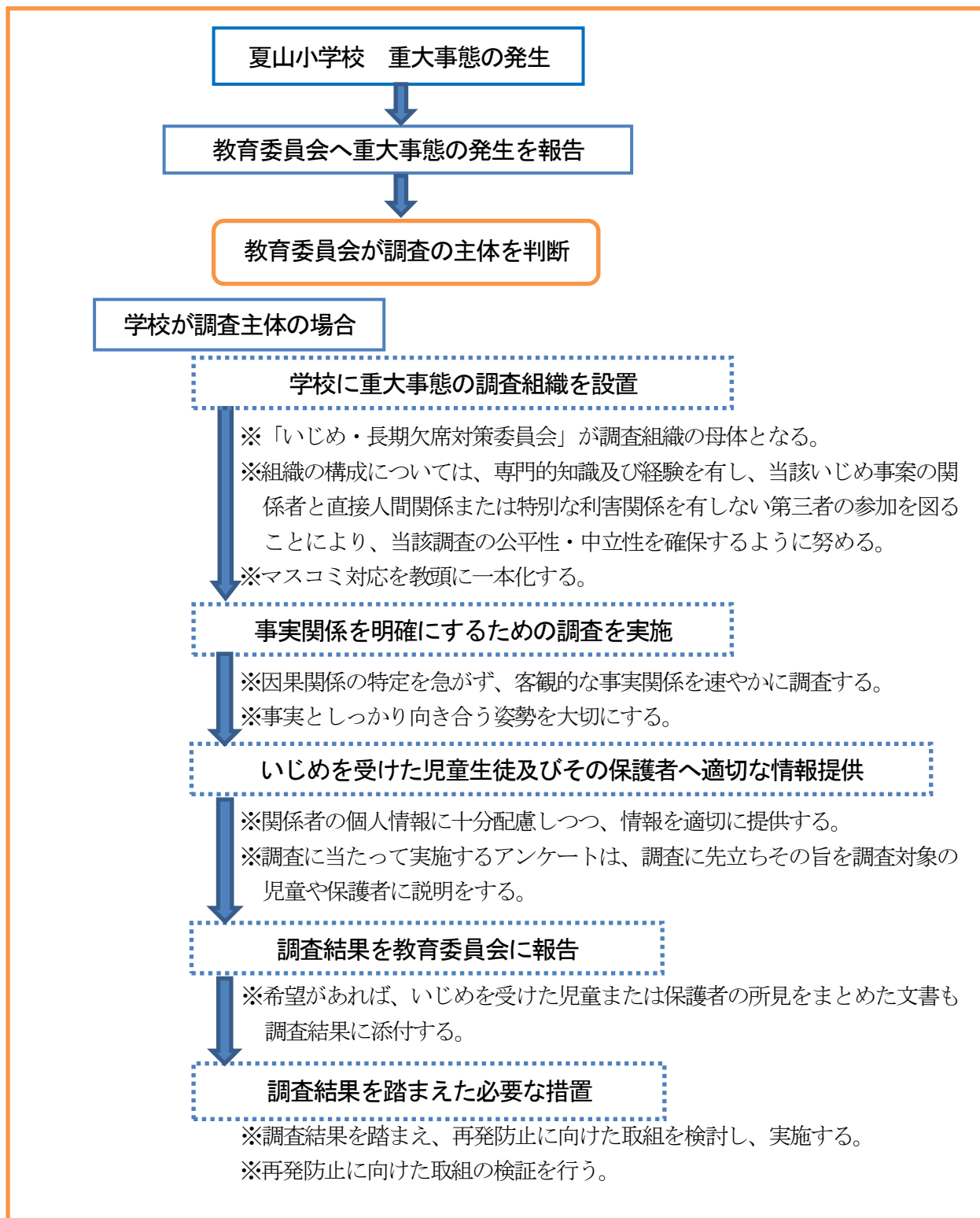
- (1) 学校は、学校評価の評価項目の中に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等の実施状況について位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。
- (2) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、**PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）**で見直し、実効性のある取組となるよう努める。【アクション10】
- (3) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回（12月）実施し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめ防止に関する取組の検証を行う。
- (4) 学校評価アンケートの結果を学校新聞等で公表し、いじめ防止に関する家庭、地域との連携強化につなげる。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回実施し、いじめの未然防止や初期対応等に関する教職員の資質向上に努める。

- (2) 学級集団適応心理検査（WEBQU）に関する研修を実施し、検査結果の分析や生活アンケートも含めた児童理解についてのスキルを高める。
- (3) 「いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに学校ホームページに掲載する。併せて「岡崎市STOP the いじめアクションプラン」も掲載し、アクションプランに基づいた取組であることを明確にする。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

		「いじめ・ 長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P (次年度への課題)	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○子供を語る会	○SCについての児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き、なかま班開き ○絆づくり (エンカウンター) ○保健指導 (心身の成長)	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○授業参観 ○学校関係者評価委員会
5月		○現職研修①「発達特性の理解」 ○子供を語る会	○夏山学区大運動会 (異年齢集団活動)	○身体測定 ○生活アンケート①	○運動会参加
6月		○子供を語る会 ○WEBQUの実施 ○現職研修②「長欠傾向児童への支援」	○集合学習①	○身体測定	○学校保健委員会
7月		○WEBQUによる結果検証と対策 ○子供を語る会	○情報モラル指導 (ネットモラル)	○身体測定 ○生活アンケート② (持ち帰って実施)	○個別懇談会
8月		○中間評価→検証 ○子供を語る会			
9月		○子供を語る会	○わくわく発見学習 ○絆づくり (エンカウンター)	○身体測定 ○生活アンケート③	
10月		○現職研修② (ケーススタディ) ○子供を語る会	○学芸会 (異年齢集団活動)	○身体測定	○学芸会鑑賞
11月		○子供を語る会 ○WEBQUの実施	○集合学習② ○人権集会	○身体測定 ○生活アンケート④ (持ち帰って実施)	○授業参観 ○学校関係者評価委員会
12月		○WEBQUによる結果検証と対策 ○子供を語る会	○人権標語の作成 ○赤い羽根募金活動 ○全教職員による学校評価アンケート実施	○身体測定	○個別懇談会 ○保護者・児童への学校評価アンケート依頼
1月		○子供を語る会	○保健指導 (命の大切さ) ○絆づくり (エンカウンター) ○新1年生体験入学	○身体測定 ○教育相談週間	○授業参観 ○学校評価アンケート結果を学校新聞にて公開
2月		○自己評価 ○子供を語る会		○身体測定 ○「生活アンケート」⑤	
3月		○次年度の「学校いじめ防止基本方針」の見直し ○子供を語る会	○卒業生を送る会	○身体測定	
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○朝会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○PTAあいさつ運動(年2回) ○子ども守り隊 (常時活動)	